

町行財政の課題と取り組みについて

中泊町は、現在、国の三位一体の改革による国庫補助金や地方交付税の削減、国の構造改革等により、自主財源が乏しくなり、厳しい財政状況になっています。

この状況を改善し、将来にわたって持続可能な行政に転換するために「中泊町行財政改革大綱・実施計画」を策定し、さらなる事務事業の見直しや人件費の削減を図り、経費節減に努めることになりました。

町民の皆さまには、行財政改革の趣旨をご理解の上、引き続き特段のご協力をお願いします。

町の財政状況

町の財政状況は、町村合併に伴う事業の推進や、子育て支援のための各種児童手当、老人保健医療や介護保険会計などへの繰入金が増え、借入金(借金)の返済もピークを迎えている状況です。

これらの支出は義務的な性格が強く、急な削減ができないことから柔軟な財政運営が難しくなっています。(図1)

図1 歳出等の推移(一般会計)

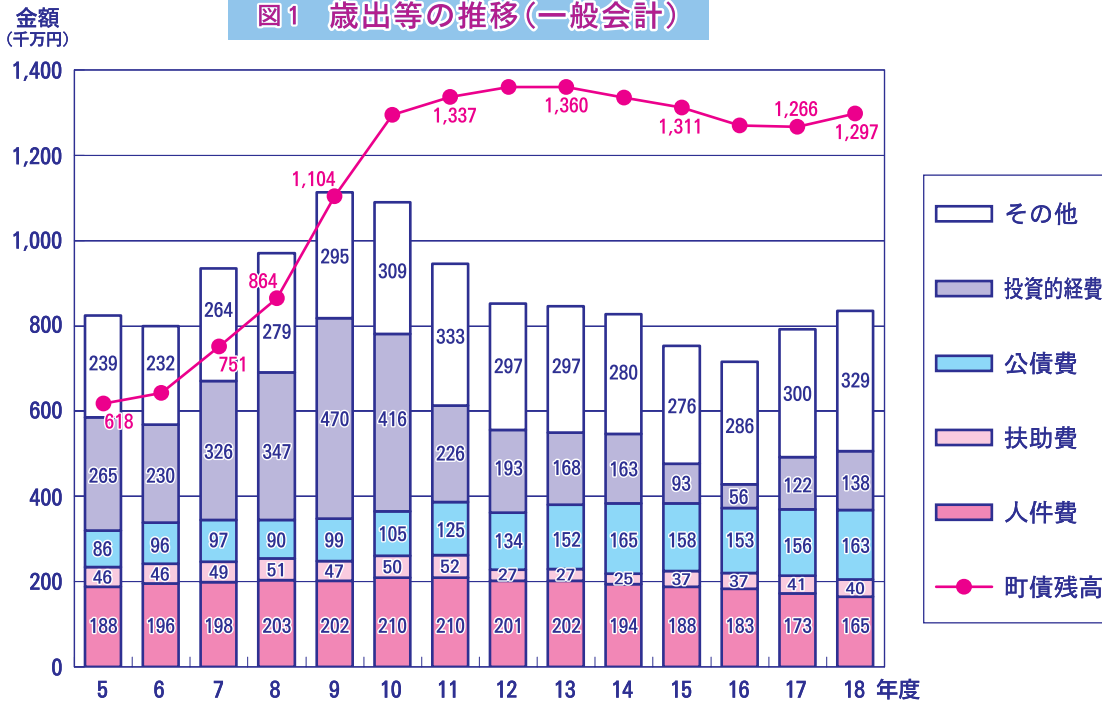
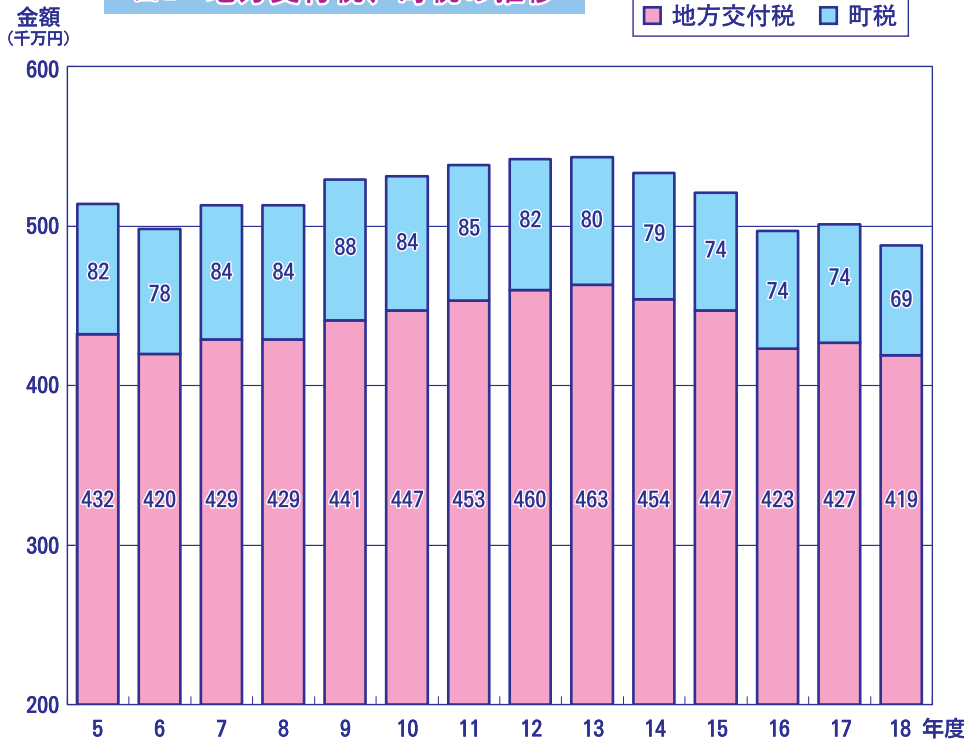


図2 地方交付税、町税の推移



町の自主財源の根幹である歳入(収入)の約7割は、町税と国からの地方交付税ですが、平成16年度から大きく減少しています。これは、国税の一部が自治体に配分される地方交付税が、国の制度改革を受けて減少した

ためです。(図2) また、平成19年6月には、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、町の財政運営にあたっては、財政健全化団体の回避が当面の課題となっています。

図3 平成18年度財政状況一覧表

	歳入	歳出	形式収支	実質収支	地方債現在高
一般会計	8,382	8,355	27	25	12,973
特別会計(小計)	5,876	6,463	△603	△246	4,238
水道会計	303	364	△61	297	3,167
下水道会計	92	92	1	-	673
国民健康保険会計	2,282	2,254	28	28	-
診療所会計	130	733	△603	△603	344
老人保健会計	1,478	1,464	14	14	-
介護保険会計	1,277	1,264	13	13	51
静和園会計	314	292	5	5	3
中泊町合計	14,258	14,818	△576	△221	17,211

平成18年度決算における一般会計及び特別会計の財政状況ですが、小泊診療所特別会計の累積赤字により、全体の実質収支は、合わせて約2億2千万円の赤字で、町の財政規模(45億6千7百万円)の4.8%に相当します。(図3)

(20%を超えると「財政健全化団体」、30%を超えると「財政再建団体」になります。)

行財政改革基本目標

- ①「職員・町民の意識を変えよう！」
- ②「町全体の機能を見直そう！」
- ③「財政の健全化を目指そう！」

町民の皆さまには、行財政改革の趣旨をご理解の上、引き続き特段のご協力をお願いいたします。ご協力無くして、この行財政改革は成功しません。

このことから、町では、行財政改革大綱及びその実施計画を策定し、平成20年度から24年度までの5年間を実施期間とし、抜本的な行財政改革に取り組むこととしました。

これまで、合併前、合併後においても、経常経費の削減(対前年度10%の減)や職員人件費の2%の削減、退職者不補充による職員定数の削減、指定管理者制度導入による施設管理費の削減などの行財政改革に取り組んできましたが、国の制度改革による地方交付税の急激な削減が大きく、町政は依然として厳しい状況にあります。

行財政改革の推進

今後の具体的な取り組み内容

【主な歳出の削減】

(1) 特別職報酬等の見直し

- ・町長25%、副町長15%、教育長10%の報酬等を削減します。
- ・議員の報酬等の6%を削減します。
- ・職員の給与を平均6%削減します。

(2) 各種定数の見直し

- ・次期改選時議員定数を20人から15人に削減します。
- ・農業委員定数を見直します。
- ・職員を計画的に削減していきます。

(3) 公共施設等の見直し

- ・今年度末をもって、武田・内潟出張所を廃止します。(詳しくは4ページをご覧ください。)
- ・来年度末をもって、小泊支所を日本海漁火センターへ移転します。
- ・来年度末をもって、小泊幼稚園を廃止し、小泊保育所で対応します。
- ・来年度末をもって、(財)小泊うみどり一む振興公社を廃止します。

(4) 事務事業等の見直し

- ・町が単独で補助する各種団体補助金を削減します。
- ・中里1カ所・小泊5カ所の公園及び観光トイレを廃止します。
- ・納期前納報奨金を廃止します。
- ・百歳祝い金を100万円から30万円に引き下げます。
- ・中里地域で運行している図書館バスを廃止します。
- ・小泊地域で運行している福祉バスを廃止します。
- ・社会教育指導員を削減し、職員で対応します。
- ・その他、各種開催事業(イベント)を見直します。

〈次ページへ続く〉



行財政改革の住民説明会の様子
(すくすくしたまえ館にて)



小泊支所の移転先となる日本海漁火センター

【主な歳入の確保】

(1) 手数料の見直し (平成20年4月1日から実施分)

- ・住民票の写しや印鑑登録証明書などの発行手数料を見直します。
住民票の写し 1人分 200円 → 300円 へ値上げします。
印鑑登録証明書 1件 200円 → 300円 へ値上げします。
そのほか各種証明書 1件 200円 → 300円 へ値上げします。
※法令による戸籍関係の改定はありません。

(2) 使用料の見直し (平成20年4月1日から実施分)

- ・中里地域の斎場使用料を見直しします。(小泊地域の価格と統一します。
12歳未満 2,000円 → 5,000円 へ値上げします。
12歳以上 3,000円 → 10,000円 へ値上げします。
- ・ふれあいセンター使用料を見直しします。
施設1人/泊 2,000円 → 3,000円 へ値上げします。
コテージ1棟 8,000円 → 12,000円 へ値上げします。

(3) その他の見直し (平成20年4月1日から実施分)

- ・福祉安心電話の利用者から月500円の管理委託費を負担していただきます。(ただし、緊急通報装置の代金については今までどおり町が負担します。)
- ・地域連絡バスの利用者から乗車時100円を負担していただきます。



武田・内潟出張所の廃止に伴う、 郵便局への委託等のお知らせ

平成20年4月1日から、武田出張所及び内潟出張所を廃止するのに伴い、両地区郵便局へ次の窓口証明事務の一部を委託することになりました。

(1) 郵便局で取扱う証明書等

郵便局で取扱う証明書等は、次のとおりです。(ただし、本人のものに限ります。)

- ①戸籍の全部事項証明書(謄本)及び個人事項証明書(抄本)
- ②住民票の世帯全員の写し及び1人分の写し
- ③戸籍附票の全部の写し及び一部の写し
- ④印鑑登録証明書

(2) 証明書等交付手続きの注意

郵便局で証明書等を交付請求する際は、本人確認のため、下記のとおり運転免許証等の提示を求められます。

1枚書類……1枚の提示で足りるもの

運転免許証、旅券(パスポート)、写真付き住民基本台帳カードなど

複数書類……下記①+②の組み合わせ、又は①の2枚以上の組み合わせの提示によるもの

- ①健康保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(写真なし)、実印と印鑑登録証明書など
- ②学生証、法人が発行した身分証 など

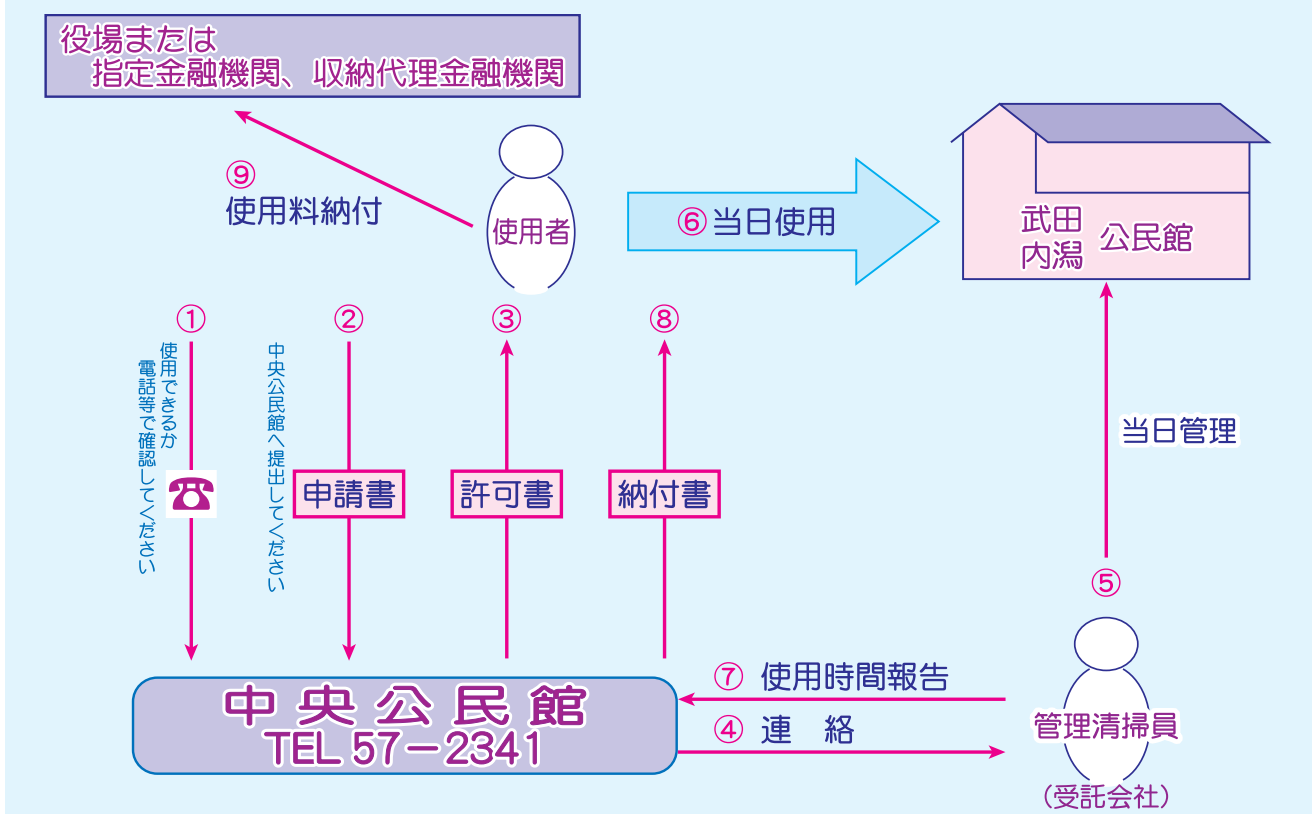
(3) 住民基本台帳カードの発行手続き

役場町民課、小泊支所において、写真付き身分証明書となる住民基本台帳カードの発行(手数料500円)を随時行っております。町民課窓口では即日交付できますが、小泊支所では、4～5日の日程を要します。

【担当 戸籍住民係 内線34】



平成20年4月1日から、武田・内潟公民館の使用申込等の管理は、中央公民館が担当します



〈上図の説明〉

- ① 電話などで中央公民館へ使用できるかご確認ください。
- ② 使用申込書を中央公民館へ提出してください。(当日の提出でも結構です。)
- ③ 使用許可書は、郵送または直接お届けします。
- ④ 中央公民館は、管理員へ使用予定時間などを連絡します。
- ⑤ 使用の前(30分程度)に入口を開け、冬期は暖房を入れます。
使用が終了する前に、管理員が館内点検、施錠のため待機しています。
- ⑥ 当日、公民館の使用。
- ⑦ 管理員は中央公民館へ使用時間を報告します。
- ⑧ 後日、使用料納付書を郵送または直接お届けします。
- ⑨ 使用料は中央公民館・役場、または指定金融機関・収納代理金融機関(みちのく銀行中里支店、あおもり信用金庫中里支店、農協中里・武田・内潟の各支店、青森銀行金木支店)のいずれかで納めてください。

【通夜・葬式などの急な使用で、中央公民館が勤務時間外のため連絡が取れないときの連絡先】

武田公民館 内潟公民館 中央公民館	中泊町役場	57-2111
内潟公民館	薄市上行政連絡員 木村則昭 方	58-2648
	薄市下行政連絡員 成田兼次 方	58-2170

【武田・内潟公民館のカギは、次の行政連絡員が保管しております。】

武田公民館……富野・上豊岡の行政連絡員

内潟公民館……薄市上・薄市下の行政連絡員

※なお、ご不明な点は、右記の担当までご連絡ください。

【担当／中央公民館 TEL 57-2341】

中泊町財政健全化・公営企業健全化計画を策定し、 公的資金の繰上償還を実施します！

国では、財政の健全化に取り組む地方公共団体に対し、公債費負担の軽減対策として、公的資金補償金免除繰上償還を実施しています。

町では、この制度に基づき、財政健全化計画及び公営企業健全化計画を策定し、将来にわたる公債費の削減に向けて高利率の町債の繰上償還を実施します。

補償金免除繰上償還とは

借り入れた町債の全部又は一部を、返済する期限を繰り上げて返済することです。本来、繰上償還を実施する場合は、将来支払う予定の利子を補償金として支払わなくてはなりません。

しかし、今回の国の制度により、補償金(将来の利子)を支払うことなく、繰上償還が認められることになりました。

繰上償還の概要

実質公債費比率などの財政指標が一定の基準を満たす地方公共団体を対象に、平成19年度から平成21年度までの3年間で高利率(5%以上)の公的資金(旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金)の繰上償還を認めるものです。

繰上償還の財源と効果

今回の繰上償還の財源には、すでに借りている町債をより低利の町債に借り入れる借換債などにより対応します。

これにより、今後支払う予定の利子を軽減できます。

繰上償還額

一般会計(5%以上)	約1億3,360万円
水道事業会計(5%以上)	約3億8,040万円
合計	約5億1,400万円



効果額(利子軽減額)

一般会計(5%以上)	約1,300万円
水道事業会計(5%以上)	約9,020万円
合計	約1億320万円

計画についての詳細は、町ホームページでご覧になるか、担当までお問い合わせ下さい。

【担当/財政係 内線40】

心配ごと お気軽にご相談ください

〈問い合わせ〉中泊町社会福祉協議会

☎57-4841(中里本所)
☎64-2905(小泊支所)

中里地域	3月19日	宮越恵美子、馬場百合子
	26日	竹内 恭一、田中 健一
	4月2日	葛西嘉四次、成田 寛
	9日	横山 光枝、塚本 初子

小泊地域	3月19日	磯野 清三
		長内 エツ子

相談場所 役場相談室
相談時間 午前9時～午後2時

相談場所 すくすくこども館
相談時間 午前9時～午後2時